

総務常任委員会

幸手市職員の育児休業等に関する条例及び幸手市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
(議案第31号)

問 育児休業、部分休業を取得している職員の人数は。

答 令和7年4月1日現在、育児休業を取得している職員は男性4名、女性11名、合計15名。部分休業を取得している職員は男性1名、女性15名の合計16名となっている。

問 新たに導入される部分休業はどのような内容か。

答 今回の改正では、第1号部分休業および第2号部分休業の二種類の部分休業が設けられた。

第1号部分休業は、保育園の送迎のために朝1時間遅く出勤し、夕方早く帰るといった形で、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度である。

第2号部分休業は、子の体調不良による付き添いや保育園の行事参加、子の養育のために家事を行う場合など、一時的に必要なとなる際に取得できる制度であり、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことができる。

専決処分の承認を求めることについて(専決第10号) 控訴の提起について
(議案第37号)

問 令和2年度の残業時間未払いについて市が職員から訴えられるというのは、危機管理対応が必要なものだと考える。このようなとき、庁議や三役・部長会議などで情報共有し、迅速に対応策を決定すべきではないか。

答 この裁判に関する対応は、政策的判断というよりも事務的な手続きにあたるため政策会議の議題ではないが、重要な案件であることは認識しており、今後はしっかりと情報共有や議論

の場を設けていく。

問 訴訟を起こした職員は令和2年から不満を抱いていた可能性はある。この3年間、職員の孤立や精神的負担を考えると、面談などの対応が必要だったのでは。通知後、職員の精神的ケアやカウンセリングなどを行う考えはなかったのか。

答 請求対象の令和2年度から令和4年度末まで、職員からの相談や申し出はなかった。令和4年度末に弁護士から通知が届き、その段階で初めて請求の意図を知ったため、それ以前に面談は行っていない。また通知後は、相手が弁護士を通じて代理人となっていたため、直接の接触はできない状態となっていた。

問 判決を受け専決にて控訴を決めた。議会に説明がなく、臨時議会の招集もなされなかったのは何故か。

答 5月19日に判決文が届いたあと、その内容を分析し、裁判所の判断理由を把握し、顧問弁護士の見解も確認していた。また控訴をした場合の市への影響など、様々な角度から検討、判

断もしていた。2週間以内に控訴状を提出しなければならず、時間的に非常に厳しい中で判断した。

本来は議会の議決をいただくべき案件であると認識していたが、そのような事情から専決処分をした。結果として、議会に対して説明、臨時議会を開く機会を持てなかったことについては、たいへん申し訳なく思っている。

問 和解案が提示されたが、市が和解を拒否した理由は。

答 裁判所から和解案が提示されたが、市としてその内容を精査した結果、受け入れは困難と判断した。顧問弁護士とも協議を行い、服務規定や条例に基づいた市の立場を尊重し、和解には応じないという結論に至った。また原告の職員も和解案を拒否している。

問 当該職員が主張する残業時間はどうくらいで、どのように証明されたのか。

答 職員本人が勤務命令に基づき記録した時間外勤務は年間113時間です。これは所属長の指示により本人が記入した

もの。しかし一審判決では、原告が提出したパソコンの起動時間・シャットダウン時間のログが証拠として採用された。裁判所はこれを実労働時間として認定し、合計598時間24分の超過勤務があったと判断した。また当該職員は土日勤務していたと主張し、ウェルス幸手の「休日登庁簿」に記録された出入り時間を証拠として提出した。ただし、市としては土日に対する勤務命令は出していない。

問 当該職員の総残業時間が711時間に及ぶが、その時間がなければ処理できない業務量だったのか。

答 当該職員は生活保護業務を担当していた。生活保護業務は人命にも関わる非常に重要な負担の大きい業務であり、訪問活動や多量の書類作成、審査業務などが伴う。これまでも時間外勤務が発生しやすい業務であると認識しており、実績から見ても相応の時間外勤務は必要。ただし、同様の業務に従事している他職員の時間外勤務実績と比較し、これまでの長時間勤務は見られず、必ずしも711時間を要する業務量だったとは言いきれないと考える。

国に消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書の提出を求める請願
（請願第1号）

問 インボイス制度が導入された背景には、税負担の公平性を確保するという目的がある。実際に多くの一人親方は税務について税理士や専門家に依頼しており、「廃止しなければ生きていけない」といった強い声はあまり届いていない。廃止までは受け入れ難く、制度の改正を求めるのであれば理解できるが、どう考えているのか。

答 国には「インボイス制度を考えるフリーランスの会」という団体があり、同団体が2週間かけて実施した七千人超のアンケートでは、約9割が制度にデメリットを感じ、見直しや中止を求めているという結果が出ている。
今回の請願も、そうした声を受けたものであり、廃止や制度の根本的な見直しを求めるものだとして理解している。
（請願書紹介議員）

文教厚生常任委員会

令和7年度幸手市一般会計補正予算（第3号）
（議案第36号）

問 補正額201万3千円は天神の湯の見積もりでよいのか。その結果はいつ頃か。

答 施設状況調査業務委託料は、天神の湯に係る調査業務で8月末から9月上旬頃を予定している。

問 この調査の内容は。

答 大きく分けて2点ある。
①漏水範囲及び不良機器を特定するための調査。営業再開に支

障となり得る設備不良箇所を全て調査する。②調査結果を加味して、改修費用の概算を積算する。また、衛生面においての環境整備等、営業再開に想定される費用全てを積算するもの。

【議案第36号の解説】

令和6年度12月議会に提出された請願第4号『天神の湯』早期再開を求める件』が市議会で採択された。
高齢者や障がい者の方等、みんなの憩いの場であり、また避難所でもあるウェルス幸手にある入浴施設はとても大切であるため一刻も早い天神の湯再開を求めている。

建設経済常任委員会

幸手市水道事業給水条例の一部を改正する条例
（議案第33号）

質疑等はありませんでした。

